

湖西市国民健康保険税の税率改定について

「第1回協議会での決定事項を基にした、具体的な改定税率について」

湖西市国民健康保険運営協議会
令和2年10月8日 資料 1

1 目的

平成30年度からの国保の都道府県化（広域化）に伴い、県を共同保険者とした新たな国保制度を、持続可能で安心して医療を受けられる制度とするために、県の運営方針を基に、県内の保険税率の一本化を目指す。

(1) 県運営方針の目標に対する湖西市の達成状況

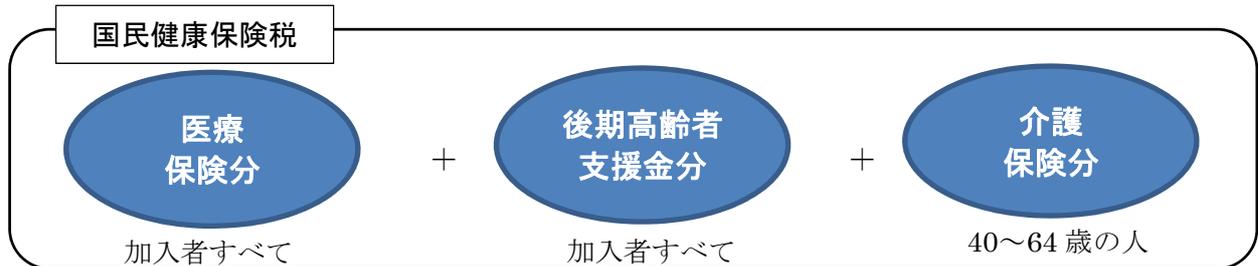
賦課方式の統一のみが達成できていないことから、資産割の廃止に取り組む必要がある。

医療費水準の 平準化	賦課方式の統一 (資産割を廃止)	収納率高水準 での平準化	赤字繰入の 削減・解消
○	×	○	○

(2) 財源の確保

平成24年度に税率改定して以降は税率改定はなく、被保険者数の減少、構成年齢の高齢化、医療費の増加、広域化による事業費納付金の支払い等により、年々財源が不足していることから、県が示す標準保険税率を参考に税収の増加を図り、財源を確保する必要がある。

2 国民健康保険税の課税の仕組み



	4方式 (湖西市)	3方式	2方式	計算方法
応能割	所得割	所得割	所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
	資産割			世帯の加入者の資産(土地・建物)に応じて計算
応益割	均等割	均等割	均等割	世帯の加入者数に応じて計算
	平等割	平等割		1世帯にいくらと計算

3 静岡県国民健康保険運営方針

平成30年度から国保制度改革により、県を共同保険者とした広域化がスタートした。国の策定要領を基として、県および市町の話し合いにより「静岡県国民健康保険運営方針」が定められ、保険料(税)率の県一本化を目指すとされたが、統一の時期については、令和2年度末までに協議するとされている。

保険料(税)率の県一本化の内容、統一の時期は未定であるが、医療保険分(医療分)は3方式とし、後期高齢者支援金分(後期分)と介護保険分(介護分)については、資産割を使用しない3方式または2方式に統一していくことが目標とされている。

※令和3年度～令和6年度の方針(案)では、令和9年度を目標に統一するとされている。

4 標準保険税率と現行税率の比較

国民健康保険運営方針に定める県内統一の賦課方式による市町ごとの保険税率の標準的な水準を表した数値が標準保険税率であり、市町ごとに標準保険税率を参考として保険税率を設定する。

参考：県が示す湖西市の標準保険税率

令和2年度		所得割	資産割	均等割	平等割	合計
湖西市 標準 保険税率	医療分	7.21%	-	28,471円	20,022円	
	後期分	2.64%	-	10,403円	7,316円	
	介護分	2.42%	-	17,497円	-	
	合計	12.27%	-	56,371円	27,338円	
調定額(全体)						14億4,134万円
一人あたり調定額(全体)						116,858円
応益割/応能割(医療分)		56.85%		43.15%		

現行：湖西市国民健康保険税

令和2年度		所得割	資産割	均等割	平等割	合計
湖西市 現行税率	医療分	4.30%	22.00%	26,600円	21,800円	
	後期分	1.60%	4.00%	9,600円	7,200円	
	介護分	1.40%	4.00%	9,600円	7,800円	
	合計	7.30%	30.00%	45,800円	36,800円	
調定額(全体)						12億2,023万円
一人あたり調定額(全体)						98,932円
応益割/応能割(医療分)		50.72%		49.28%		
標準保険税率に対する不足調定額						▲2億2,111万円

5 第1回運営協議会における協議決定事項

- ① 賦課方式を、医療保険分3方式、後期高齢者支援金分3方式、介護保険分2方式で算定する。
- ② 税率改定後の調定額(収納率が100%の場合の国民健康保険税の収入額)を、税率改定前(令和2年度)の調定額と同等とする。
- ③ 資産割の減少分を、応能割(所得割)で補填する。



6 改定税率(案)の概略

- 第1回運営協議会における協議決定事項を基に4つの案を提示。
- 資産割の廃止を令和3年度のみで実施する場合の1つの案【案1】と、令和3年度と令和4年度で実施する場合の3つの案【案2・案3・案4】。
- 2年間で実施する場合の3つの案のうち、1つは税率改定前の調定額と同等の案【案2】、2つは微増する案【案3・案4】。